

航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県内の企業が航空宇宙生産技術開発センター（以下「センター」という。）が有する技術シーズを活用し、センターの教員・研究員・学生等とともに実証研究を行う企業現場を実証現場（以下「トライアルフィールド」という。）として認定することにより、航空宇宙に係る生産技術を横展開し、地域産業全体の成長・発展に寄与することを目的とする。

(認定要件)

第2条 センターがトライアルフィールドとして認定する要件（以下「認定要件」という。）は別記第1のとおりとする。

(認定申請)

第3条 本要綱に基づく認定を受けようとする企業は、認定申請書（別紙様式1）をセンターに提出する。

2 認定申請書には、別紙様式1において定める書類を添付しなければならない。

(審査)

第4条 認定申請書等の審査は、別に定める航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定審査委員会設置要領に規定する審査委員会が行う。

(認定)

第5条 センターは、前条の規定による審査の結果、第2条の認定要件に適合すると認めるときは、別紙様式3により申請企業に通知する。

2 センターは前項の認定をしないときは、その旨を申請企業に通知する。

3 センターは第1項の認定をしたときは、県に対し速やかに選定結果を通知する。

(認定の有効期間)

第6条 前条の規定に係る認定の有効期間は認定の日から当該年度の2月末までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他認定に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1（第2条関係）

航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定要件

項目	内容
1 技術シーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空宇宙生産技術開発センターが有する技術シーズ（センター所属の教員等が有する技術シーズ）が活用されているか ・ 活用する技術シーズは企業現場の解決すべき課題に適用できるものか ・ 技術シーズは実証可能なレベルのものか ・ シーズ提供教員が計画内容を承知しているなど事前の調整がされているものか
2 企業現場実証内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証計画の内容は妥当か ・ 現場実証するための技術的能力を備えているか ・ 財務状況等から適切な遂行が期待できるか ・ スケジュールが的確であるか * 現場実証することにより生産性の向上が見込めるか
3 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度人材育成の趣旨にあったものか ・ 大学教員、学生も関わる計画となっているか ・ 学生が携わる期間は単発的なものとなっていないか ・ 企業と大学教員、学生の役割分担は的確か * 若手企業技術者が参画する体制となっているか

*は必須要件ではないが、満たしていると望ましいもの

別紙様式 1

(日本産業規格 A 4 版)
年 月 日

航空宇宙生産技術開発センター長 様

住 所

名 称
代表者氏名

航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定申請書

次のとおり航空宇宙生産技術開発センター実証現場の認定を受けたいので、航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定要綱第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (別紙様式 2)
- (2) 登記簿 (履歴事項全部証明書)
- (3) 岐阜県納税証明書
- (4) 消費税等納税証明書
- (5) 申請者の業種及び主たる事業が分かる資料 (パンフレット等)
- (6) 決算報告書 (貸借対照表、損益計算書) 直近 2 期分
- (7) 技術シーズが分かる特許、論文、報告書等
- (8) 積算金額の根拠書類 (見積書、価格表等)

事業実施計画書

1 事業の名称

2 申請者の概要

申請者の名称			
代表者の役職・氏名			
所在地	〒		
資本金・出資金	千円		
従業員数	人		
業種及び 主たる事業			
HP アドレス			

【担当者の連絡先】

役職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
e-mail アドレス			

3 事業の概要

事業の概要			
実施場所（住所）	（〒 岐阜県 ）		

4 技術シーズ

技術の名称等			
提供者			
概要			
実施に関する 承諾	シーズ保有者・機関との実施に関する調整状況（該当するものにチェック） <input type="checkbox"/> 1. 調整済 <input type="checkbox"/> 2. 現在調整中 <input type="checkbox"/> 3. 調整なし		

5 実証事業・人材育成事業の内容

目的
実施内容（人材育成含む）
実施体制（人材育成含む）
スケジュール
別添事業スケジュール表のとおり

6 経費明細表 (岐阜県航空宇宙産業生産技術人材育成・研究開発事業費補助金を申請する場合は太枠も記入)

経費区分		事業に要する経費(A)		補助対象経費(B) (税抜)	B×2/3 以内	積算基礎 (A. 税込)
		(税込)	(税抜)		補助金 交付申請額(C) (税抜)	
物 品 費	機械装置費 (単価 50 万円以上)	円	円	円	円	
	機械装置費 (単価 50 万円未満)	円	円	円	円	
	設備等開発費	円	円	円	円	
合 計		円	円	円	円	
					千円	千円未満を切り捨てた額を記入

(注1) 事業に要する経費欄(A)は数字を必ず記入すること。

(注2) 岐阜県航空宇宙産業生産技術人材育成・研究開発事業費補助金を申請する場合は、太枠内にも数字を必ず記入し、以下に留意すること。

- ・設置施設の整備工事や基礎工事については、補助対象として認めない。
- ・経費区分ごとに、事業に要する経費、補助対象経費、補助金交付申請額、積算基礎(名称、積算明細 (@単価 (消費税等込み) ×数量 =金額 (消費税等込み)) を記入すること。金額については、見積書、価格表等による正確な金額を記載すること。
- ・合計のみではなく、経費区分ごとに記載すること。
- ・「事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味し、ここでは消費税を加算した税込み金額と消費税を抜いた税抜き金額を併記すること。
- ・「補助対象経費 (税抜)」とは、「事業に要する経費 (税込)」のうちで補助対象となる経費について、消費税を差し引いた金額を記載すること。
- ・本事業で使用する汎用性があり目的外使用になり得るもの (例えば、事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など) については「事業に要する経費 (税込)」となるが、補助対象外であるため、「補助対象経費 (税抜)」にはならない。
- ・「補助金交付申請額 (税抜)」は、「補助対象経費 (税抜)」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率 (2/3) を乗じた額 (1円未満は切捨て) をいう。
- ・経費については、千円未満を切り捨てず円単位まで記入すること。

(別添)

事業スケジュール表

番号	実施項目	実施主体	年度											各実施項目における 成果のイメージ
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	

※開始時期の早い順に記載すること。
※必要に応じて行を追加・削除すること。

<申請企業名>
<代表者職名・氏名> 様

航空宇宙生産技術開発センター長 ○○ ○○

航空宇宙生産技術開発センター実証現場の選定結果について（通知）

令和 年 月 日付で申請のあった航空宇宙生産技術開発センター実証現場の認定について、下記のとおり選考したので、航空宇宙生産技術開発センター実証現場認定要綱第5条により通知します。

記

- 1 提案事業名
- 2 結 果
- 3 有効期間 認定日から令和 年 月 日まで